政　令

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十六号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、令和七年五月十五日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
国土交通大臣　中野　洋昌

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に、「第四条第二項第二号ハ」を「第四条第三項第二号ハ」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定（「令和七年四月十三日」を「令和九年四月十三日」に改める部分を除く。）は、外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行の日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○金融庁告示第五十四号

ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百三十四条第二号の規定による届出（同法第二百二十条第一項第三号に規定する日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第二百二十二条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

金融庁長官　井藤　英樹

日本における代表者の氏名及び住所　松山　博志　神奈川県茅ヶ崎市東海岸北一丁目七番十八号

○農林水産省告示第五百八十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）（ＪＡＳ　一〇七三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年農林省告示第千百四十八号）の一部を次のように改正し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、フローリングについての検査方法（昭和四十九年農林省告示第千百四十七号）の一部を次のように改正し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第五百九十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、フローリングについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十四号）の一部を次のように改正し、令和七年五月十一日から施行する。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○外務省告示第百三十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

失効年月日　令和七年三月二十六日
発行年月日　令和五年四月二十一日
旅券番号　ＴＴ三四九一六五〇

○外務省告示第百三十一号

令和七年二月二十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための救命サービス及び保健医療サービスの強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための救命サービス及び保健医療サービスの強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
世界保健機関側　アフメド・ジャムシード・モハメド在バングラデシュ事務所代表代理

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅